

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて 家計が急変した家庭への学校関係の支援について

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響等により、年度途中において予期せぬ理由で家計が急変したご家庭に対して、授業料の減免・奨学給付金等の支援制度を用意しております。

ご希望される方は、下記をご覧ください、担当者まで、ご連絡ください。

1 対象となる支援制度

新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の場合、以下の支援制度が利用可能です。

(1) 授業料の減免

ア 対象者

災害、生業不振その他の理由により著しく生活が困難になった者
収入基準（例）4人世帯で、年収見込み額350万円未満の場合

イ 減免額

全日制の場合：月額9,900円×減免を必要とする月数
定時制の場合：月額2,700円×減免を必要とする月数

(2) 高校生等奨学給付金

ア 対象者

住民税非課税世帯等の者（これまでの対象者）

新たに、「新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の場合」を、対象者に追加しました。

イ 給付額（年額）

第1子：84,000円
第2子以降：129,700円

(3) 高校生等奨学金

ア 対象者

経済的理由により修学が困難である高校生等（これまでの対象者）

新たに、「新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の場合」を、対象者に追加しました。

イ 貸与額（月額）

奨学金：18,000円
遠距離通学費：上限26,000円（通学費等の7/10）
希望により、最大12ヶ月分（令和3年3月分まで）の一括貸付が可能となりました。

2 問い合わせ先

諏訪実業高等学校 事務室 担当者：中村、小澤

電話：(0266) 52-0359（平日8：30～17：00）